

受給者証とは

福祉サービスを利用するために必要な証明書です。これは福祉サービスの受給（利用）資格があることを証明するもので、障害があることを証明するものではありません。

受給者証には、受けられるサービスの種類、支給量（＝1ヶ月に福祉サービスを利用できる日数）、負担上限月額、利用者情報などの必要な情報が記載されています。

注意事項

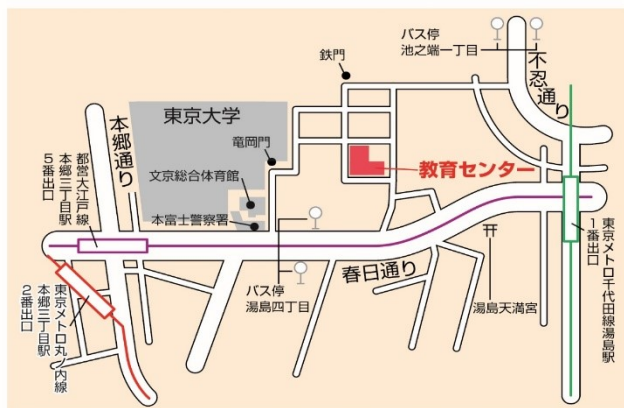
★ヒアリング等に関しては、家庭訪問もしくは面談を基本とさせていただきます。

★利用するサービスや支給量の変更が生じた際は、担当相談員までご連絡ください。

★その他生活全般やサービスに関して不明な点やご相談があれば、気軽にご連絡ください。



【アクセス】



【電車でお越しの方】

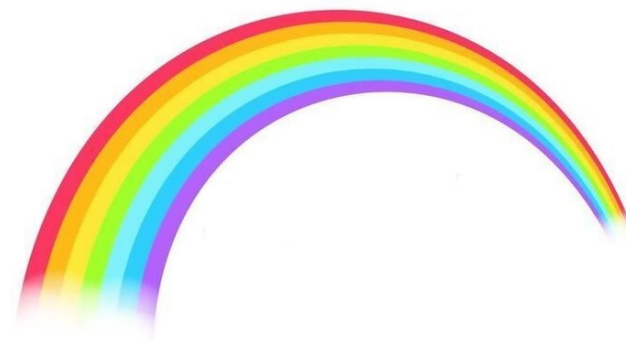
- 東京メトロ千代田線「湯島」徒歩 10 分
- 東京メトロ丸ノ内線「本郷三丁目」徒歩 10 分
- 都営地下鉄大江戸線「本郷三丁目」徒歩 8 分

【バスでお越しの方】

- 都営バス「湯島四丁目」徒歩 5 分

【所在地】

〒113-0034
東京都文京区湯島4丁目7番10号
文京区教育センター 総合相談係
相談支援事業所 「なないろ」
03-5844-6888 (相談支援直通)
03-5800-2594 (係直通)



文京区児童発達支援センター
相談支援事業所

なないろ



お子さまの成長と

ご家族の想いを

一緒に支えます

相談支援事業とは

各種障害福祉サービスを利用するにあたって、
お子さま本人やご家族の相談に応じ、意向を確認
しながら一人ひとりに合ったプランを作成します。

対象となるのは

- ・発達の遅れや特性が気になる
- ・日常生活や学校生活で困っている
- ・医師や学校等から支援を勧められた

こんなときは相談

- ・子育ての悩みを聞いてほしい
- ・将来について考えたい
- ・福祉サービスの利用方法が知りたい
- ・医師や学校等との連携どうしたらいいか

ご利用について

① 新規契約

契約書、重要事項説明書に基づいて、相談支援事業について説明した上で、
契約手続きをします。

② アセスメント

生育歴や現在の生活、頑張してほしいことなどを確認していきます。

③ サービス等利用計画案の作成

お伺いした内容に基づいて、利用するサービスの種類や回数とともに、お子さんやご家族の想いを盛り込んだサービス等利用計画案を作成します。

④ 受給者証の発行

作成した計画案を保護者に確認してもらい、申請書類とともに所管課（予防対策課か障害福祉課）へ送ります。必要書類に関しては相談員からご案内します。

所管課にて判定会議が行われ、支給決定されると受給者証が発行されます。発行された受給者証は所管課よりご自宅に直接郵送されます。

⑤ サービス等利用計画の作成

支給決定された内容に合わせて、確定版のサービス等利用計画を作成します。

⑥ サービス担当者会議

必要に応じて、本人・保護者、相談支援専門員、各事業所の担当者（場合によっては園や学校等）と、計画の内容や支援の方針についての情報共有をするために会議を実施します。

保護者や事業所のご希望があれば、随時開催することができます。

⑦ モニタリング

サービスの利用状況や直近のお子さまの様子などを、本人・保護者と各事業所（場合によっては園や学校等）にヒアリングをし、モニタリング報告書にまとめます。必要に応じて計画の見直しも行います。

